

2021 年度以降の調達価格 (FIT) について

1月27日に調達価格等算定委員会より「令和3年度以降の調達価格等に関する意見」が発表された。意見では「再エネ特措法は2020年度末までにFIT制度の抜本の見直しを行う旨が規定されており、2020年2月に抜本見直しの中間とりまとめ、6月にはこの中間とりまとめをふまえた再エネ特措法の改正を含むエネルギー供給強靱化法が成立した」「2022年4月からFIT制度に加えFIP(Feed-in-Premium)制度^{*1}が創設されることとなっている」「本委員会では、このような状況変化を踏まえながら検討を行った」としています。ここでは太陽光発電を中心に2021年度以降のFIT制度を見ていきます。

PARE 事務局次長 中村 庄和

10kW未満の太陽光発電

2021年度は19円/kWh(税込)、2022年度はさらに2円下がり17円/kWh(税込)。また2022年度は特定調達対象区分等^{*2}(FIT)のみで、交付対象区分等^{*3}(FIP)の対象としないとしています。

10kW以上50kW未満の太陽光発電

2021年度は12円/kWh(税抜)、2022年度はさらに1円下がり11円/kWh(税抜)。2022年度から導入されるFIP制度については、2022年度は、FITのみの対象とし、FIPの対象としないとしています。

また、2020年度に設定された「自家消費型の地域活用要件^{*4}」について2021、2022年度は、「制度を維持して様子を見る」としています。

50kW以上250kW未満の太陽光発電

2021年度の調達価格は11円/kWh(税抜)、2022年度はさらに1円下がり10円/kWh(税抜)。

ただし、2022年度は入札制の対象規模が未定のため、入札制の対象でない規模のみ10円/kWh(税抜)が適用されます。入札制となった規模には「250kW以上1,000kW未満」と同じ内容が適用されます。

太陽光発電の調達価格

	調達期間		2020年度(参考)	2021年度	2022年度	
①	10kW未満	10年間	調達価格 21円/kWh	19円/kWh	17円/kWh	
②	10kW以上50kW未満	20年間	調達価格 13円/kWh+消費税	12円/kWh+消費税	11円/kWh+消費税	
③	50kW以上250kW未満	20年間	調達価格	12円/kWh+消費税	11円/kWh+消費税	
			基準価格			10円/kWh
④	250kW以上1000kW未満	20年間	調達価格	入札制	入札制	
			供給価格上限額	第6回12円、第7回11.5円 (事前非公表)(事前非公表)	⑥のとおり (事前公表)	---
			基準価格			10円/kWh
⑤	1,000kW以上	20年間	調達価格	入札制	入札制	
			供給価格上限額	第6回12円、第7回11.5円 (事前非公表)(事前非公表)	⑥のとおり (事前公表)	---
			基準価格			入札制
⑥	太陽光発電 2021年度入札制(250kW以上)		第8回	第9回	第10回	
		供給価格上限額	11.00円	10.75円	10.50円	10.25円

1 10kW未満に限り、当該調達価格に消費税相当額を含むものとする。

2 10kW未満、10kW以上50kW未満について、2022年度は特定調達対象区域等のみの対象とし、交付対象区域等の対象としない。

3 10kW以上50kW未満について、2021年度・2022年度は2020年度の自家消費型の地域活用要件を据え置き。

4 50kW以上250kW未満の調達価格について、2022年度は特定調達対象区分等の下限は来年度以降の本委員会にて検討するため、50kW以上入札対象区分等の下限未満。特定調達対象区分等の入札対象区分等の下限が250kW未満の場合、入札対象区分等の下限以上250kW未満は④のとおり。

5 1,000kW以上について、2022年度は沖縄・離島等供給エリアは特定調達対象区分にも該当する(調達価格は入札制)とする。

(2021年度以降の調達価格等についての委員長案より作成)

FIP 制度について 2022 年度は、事業者が希望する場合は FIP 制度の新規認定を選択可能とする方向で審議されています。

地域活用要件については適用せず、「電源毎の状況や事業環境を踏まえながら FIP 制度の対象を徐々に拡大し、早期の自立を促すこと」としています。

250kW 以上 1,000kW 未満の太陽光発電

2021、2022 年度も 250kW 以上が入札対象となりました。入札は年 2 回から増え年 4 回実施され、これまで非公開であった上限額が公表されました。各回の上限額は「⑥太陽光発電 2021 年度入札制」を参照ください。

FIP 制度については、50kW 以上 250kW 未満同様 2022 年度は事業者が希望する場合は新規認定を選択可能とする方向で審議されています。

1,000kW 以上の太陽光発電

1,000kW 以上は、2022 年度からは FIP のみとなります。ただし、沖縄地域・離島等供給エリアは 2022 年度も FIT 制度（調達価格は入札制）となります。

風力発電

陸上風力発電所新設 250kW 以上の場合、2021 年度より入札制となり、供給価格上限額は 2021 年度 17 円/kWh、2022 年度 16 円/kWh、2023 年度 15 円/kWh としています。

また、「2022 年度は FIP 制度のみ適用が認められる区分等は設けないこととし、風力発電の状況や事業環境をふまえて、2023 年度以降の取扱いについて検討する」「これに合わせて一部の風力発電を地域活用電源として支援していくことの是非及び支援する場合の地域活用要件について検討する」としています。

用語解説

※1 FIP(Feed-in-Premium)制度

再生可能エネルギー発電事業者が発電した電気を卸電力取引市場や相対取引で売電をした場合に、基準価格(FIP 価格)と市場価格(参照価格)の差額をプレミアム額として交付する制度。FIT では市場取引は免除されているが、FIP では市場取引が基本となる。FIP 価格は交付期間にわたり固定される。参照価格は、参照期間ごとの市場価格の平均をベースに、季節または時間帯ごとに算定される。基準価格から参照価格を控除した「プレミアム単価」を市場価格に上乗せした金額が発電事業者の収入となる。

※2 特定調達対象区分等 = FIT 制度の対象区分等

※3 交付対象区分等 = FIP 制度の対象区分等

※4 地域活用要件

「自家消費型」「地域一体型」の 2 種類があり、10~50kW 未満の太陽光発電が対象となっており、市民共同発電所の取り組みを困難にしている。

自家消費型の要件は、①②を満たすこと。

①余剰売電を行う設備構造・事業計画

発電した電力を消費した後に余った電気を売電する構造とするとともに、売電する割合は 70%未満であること。

②災害時に活用可能な設備構造・事業計画

災害時に自立運転機能を利用できること。非常時のコンセント BOX を有し、災害時の利活用が可能な計画であること。

地域一体型の要件

小水力発電、小規模地熱発電、バイオマス発電が対象、①②③のいずれかを満たすことが検討されている。

①災害時に再エネ発電設備で発電された電気を活用することを自治体の防災計画に位置付けられていること、②災害時に再エネ発電設備で産出された熱を活用することを自治体等の防災計画に位置付けること、③自治体が自ら事業を実施するもの又は自治体が事業に直接出資するもの。